

第4編 地震災害対策編

目 次

	頁
第1章 地震の想定と震災対策	1
第1節 震災対策の基本的考え方	1
第2節 想定被害と被害想定	2
第1款 南海トラフ巨大地震の特徴と被害想定概要	2
第2章 地震災害予防計画	5
第1節 地震に強いまちづくり	5
第1款 都市防災構造の強化	5
第2款 建築物の安全化	6
第3款 地盤災害防止対策の推進	9
第4款 河川・ため池・治山・砂防施設の整備と管理	11
第5款 道路等交通関係施設の整備と管理（共通対策編）	12
第6款 ライフライン施設の機能確保（共通対策編）	12
第7款 危険物等施設の安全確保	12
第8款 防災基盤・施設等の緊急整備	13
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	14
第1款 情報の収集・連絡体制の整備	14
第2款 活動体制の整備（共通対策編）	14
第3款 救急・救助及び消火活動体制の整備（消防団、消防団OB会） （共通対策編）	14
第4款 医療救護体制の整備（共通対策編）	14
第5款 緊急輸送体制の整備（共通対策編）	14
第6款 避難収容体制の整備	14
第7款 備蓄に対する基本的な考え方（共通対策編）	14
第8款 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備 （共通対策編）	14
第9款 被災者等への的確な情報伝達体制の整備（共通対策編）	15
第10款 要配慮者に係る安全確保体制の整備（共通対策編）	15
第11款 二次災害防止体制の整備	15
第12款 防災関係機関の防災訓練の実施（共通対策編）	16
第13款 災害復旧・復興への備え（共通対策編）	16
第3節 住民の防災活動の促進	16
第1款 防災知識の普及	16
第2款 自主防災組織等の育成強化（共通対策編）	17
第3款 ボランティアの環境整備（共通対策編）	17
第4款 地区防災計画の策定（共通対策編）	17
第5款 災害教訓の伝承（共通対策編）	17
第3章 地震災害応急対策計画	18
第1節 活動体制の確立	18
第1款 町災害対策本部等の設置	18

目 次

	頁
第 2 款 職員の参集及び動員	19
第 2 節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	20
第 1 款 災害情報の収集・連絡	20
第 2 款 通信手段の確保（共通対策編）	28
第 3 節 広域応援活動（共通対策編）	29
第 4 節 救助・救急及び消火活動（共通対策編）	29
第 5 節 医療救護活動（共通対策編）	29
第 6 節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	29
第 1 款 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針（共通対策編）	29
第 2 款 陸上輸送体制の確立	29
第 7 節 避難収容活動（共通対策編）	30
第 8 節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動（共通対策編）	30
第 9 節 保健衛生、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動（共通対策編）	30
第 10 節 行方不明者等の搜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動 （共通対策編）	30
第 11 節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、物価の安定等 に関する活動（共通対策編）	30
第 12 節 公共施設等の応急復旧活動（共通対策編）	30
第 13 節 ライフライン施設の応急復旧（共通対策編）	30
第 14 節 被災者等への的確な情報伝達活動（共通対策編）	30
第 15 節 二次災害の防止活動	31
第 1 款 水害、土砂災害対策	31
第 2 款 建築物等の倒壊対策	32
第 3 款 爆発及び有害物質による二次災害対策	33
第 4 款 宅地等の崩壊対策	35
第 16 節 自発的支援の受入れ（共通対策編）	36
第 17 節 災害救助法の適用（共通対策編）	36
第 18 節 文教対策（共通対策編）	36
第 19 節 農林水産関係対策	36
第 1 款 農産物応急対策	36
第 2 款 家畜応急対策	37
第 3 款 林産物応急対策	37
第 4 款 水産物応急対策	37
第 20 節 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応	38
第 1 款 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の 防災対応について	38
第 2 款 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の 防災対応について	38
第 3 款 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の 防災対応について	40

目 次

	頁
第4章 地震災害復旧・復興計画	41
第1節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定（共通対策編）	41
第2節 迅速な現状復旧の進め方（共通対策編）	41
第3節 計画的復興の進め方（共通対策編）	41
第4節 被災者の生活再建等の支援（共通対策編）	41
第5節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援（共通対策編）	41

第1章 地震の想定と震災対策

第1節 震災対策の基本的考え方

本計画は、県地域防災計画との整合性を保ちながら「予防」・「応急」・「復旧・復興」の諸施策を時系列的に配し、具体的な実効性のある防災計画とすることを基本とする。

平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波であり、東北地方から関東地方にかけての太平洋沿岸部を中心に甚大な被害をもたらす結果となった。

このことから、国では、「今後、地震・津波の想定を行うにあたっては、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大地震・津波を検討していくべきである。」との考えをもとに、平成24年8月に南海トラフ巨大地震の想定を公表した。

県でも、これを受けて宮崎県としての最大クラスの地震（M9.1）、津波（M9.0）のシミュレーションを行い、平成25年10月にこの最大クラスの地震・津波、いわゆる南海トラフ巨大地震により生じる本県の被害想定を行った。

以上のことから、本県では、日向灘地震、えびの・小林地震、東南海・南海地震、南海トラフ巨大地震に対応する防災・減災対策に取り組んでいくことを基本とする。

なお、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年11月・以下「南海トラフ特措法」という。）第3条の規程に基づき南海トラフ地震防災対策推進地域の指定がされ、本町も推進地域に指定されている。

また、同法第4条の基本計画「南海トラフ地震防災対策推進計画」が平成26年3月に策定されたため、これを、同法第5条の推進計画（以下「推進計画」という。）として位置づけるものとする。

推進計画に定める具体的な県の目標及びその達成の期間については、別途、県地域防災計画の対策計画として位置付けている「新・宮崎県地震減災計画」において定められており、県は、推進計画に係る部分については、各種防災施設の整備状況や被害想定を検証等により、必要に応じて見直すものとしている。

町は、県と協力して巨大地震に対応できるよう、防災力の強化に努めていく。

第2節 想定地震と被害想定

県では、従来から津波被害をもたらす海溝型の地震として、日向灘地震と併せて東南海・南海地震について、また、内陸型の地震として、えびの・小林地震について、過去数百年の地震の発生履歴から再現し想定することを基本としていた。そのよう中、国では、平成23年東日本大震災において、従前には十分に想定しえなかった現象や事態が生じ、海溝型巨大地震はその被害が甚大かつ広域化するという特徴も明らかになり、自然現象であるため大きな不確実性を伴うが、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討する必要があるとして、南海トラフ巨大地震（M9クラス）の想定を行った。

そこで、本町では、県計画に合わせ、従来想定していたものに南海トラフ巨大地震も加え、今後の町の対策の基礎とする。

なお、本節では、想定地震のうち、最大被害発生が想定される「南海トラフ巨大地震」による被害想定を記載する。

第1款 南海トラフ巨大地震の特徴と被害想定概要

1 地震の特徴

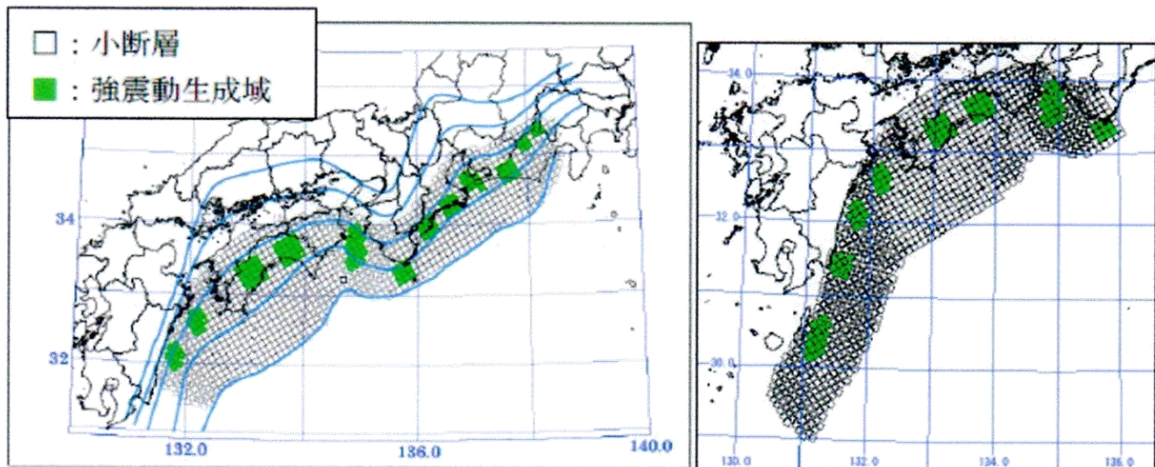
静岡県駿河湾から日向灘まで延びる南海トラフと呼ばれる海溝では、歴史上たびたび東南海・南海地震（M8クラス）や日向灘地震（M7クラス）などが発生しており、国は、「東北地方太平洋沖地震」を踏まえ、南海トラフで科学的に考えられる最大クラスの地震予測として、南海トラフ内全体でM9クラスの地震が発生した場合の震度分布や津波高、各種被害の想定を公表した。

本県では、この国の想定を踏まえながら、県内の現況を可能な限り反映させ、地震・津波に関するより詳細な予測を行うとともに、それらに起因する各種被害の想定を行った。

(1) 強震断層モデル

内閣府の「南海トラフ巨大地震モデル検討会」公表（2012.8）の4ケースのうち、宮崎県に大きな影響を及ぼす「陸側ケース」を選定した。

また、日向灘を中心に発生した断層破壊が周辺の領域に影響して広がる、宮崎県独自の断層モデルとして、県南部沖に強震動生成域を新たに配置したモデルを選定した。



強震断層モデル (左) 内閣府モデル (M9.0)

(右) 宮崎県独自モデル (M8.9)

※強震動生成域：強い地震を発生させるところ

2 被害想定概要

(1) 地震動

宮崎県内に最大クラスの揺れをもたらすと想定される強震断層モデルとして、内閣府の「南海トラフ巨大地震モデル検討会」公表（2012.8）の4ケースのうち、宮崎県に大きな影響を及ぼす「陸側ケース」を選定した。

また、日向灘を中心に発生した断層破壊が周辺の領域に影響して広がる、宮崎県独自の断層モデルとして、県南部沖に強震動生成域を新たに配置したモデルを想定した。

以上の計2つのモデルによる地震動の想定結果を重ね合わせて、最大クラスの地震動を想定した。予測される震度分布は、以下のとおり。

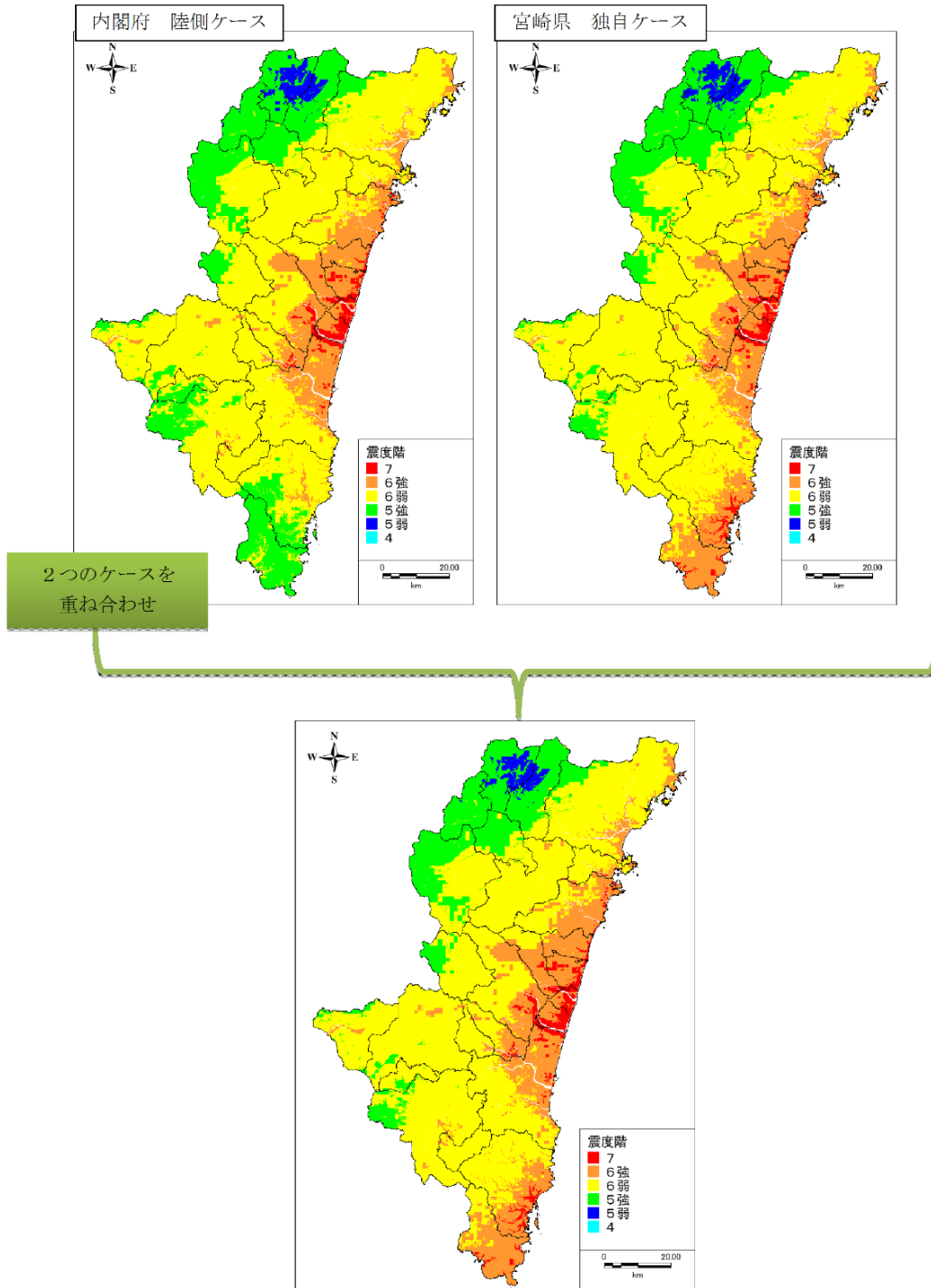


図 地震動想定（震度分布）

第1章 地震の想定と震災対策
第2節 想定地震と被害想定

本町における、最大震度想定は、以下のとおりである。

表 本町における最大震度想定

内閣府 陸側ケース	宮崎県 独自ケース	宮崎県(H25.9) 最大値	内閣府(H24.8) 最大値(参考)
震度7	震度7	震度7	震度6強

(2) 宮崎県の被害想定

県内に影響の大きい2つのケースについて、各種想定を行った。

なお、被害想定的前提とする外力(地震動・津波)は、以下のとおり。

想定ケース①：内閣府(2012)が設定した強震断層モデル(陸側ケース)及び津波断層モデル(ケース①)を用いて、本県独自に再解析した地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース。
想定ケース②：県独自に設定した強震断層モデル及び津波断層モデルによる地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース。

表 最大震度及び最大津波高

最大震度	最大津波高
震度7	1.7m

表 被害想定

項目	内閣府の想定 (2012.8公表)	県の想定	
		想定ケース①	想定ケース②
建物被害(全壊被害)	約83,000棟	約89,000棟	約88,000棟
人的被害(死者数)	約42,000人	約35,000人	約28,000人

(3) 本町の被害想定

本町における被害想定について、「宮崎県地震・津波及び被害の想定について」(令和2年3月)をもとに、資料編にまとめる。

【資料8 地震被害想定(「宮崎県地震・津波及び被害の想定について(令和2年3月)」より)】

第2章 地震災害予防計画

第1節 地震に強いまちづくり

第1款 都市防災構造の強化

第1項 基本方針

宮崎県地震・津波被害想定調査においては、人口の集中した都市部の被害が大きくなっており、地震による被害を最小限にするためには、地震に強い都市づくり、まちづくりを進めることが重要である。

財政的、時間的制約下において地震に強い都市づくり、まちづくりを推進していくためには、都市計画基礎調査等を活用して災害に対する危険度の高い地域を把握し、重点的かつ緊急に整備を要する地域を明確にするとともに、防災都市づくり計画を策定し、この計画に基づき計画的かつ総合的に各種施策を実施していく。

第2項 対策

1 防災都市づくり計画の策定

地震に強い都市づくりを計画的に推進するため、以下の点を主な内容とする防災都市づくり計画を策定する。

- (1) 都市づくりにおいて考慮する災害リスク
- (2) 災害リスクを考慮した都市の課題
- (3) 防災都市づくりの基本方針
- (4) 防災都市づくりの具体的施策

上記計画に基づき、道路、公園等の根幹的な公共施設や土地区画整理事業の都市計画決定、地区レベルの防災性の強化を図るための地区計画制度、建築物の不燃化等を総合的に推進する。

2 防災空間の確保

地震に強いまちづくりを進めるために不可欠である防災空間を確保するため、これらを形成する道路、公園、河川等の根幹的な公共施設の整備を推進する。

- (1) 緑地保全地域等の指定
都市における災害の防止に必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な形態を有する緑地等についての保存に努める。
- (2) 延焼遮断空間を形成する公園や道路などの整備の推進
同時多発的な火災に対応する延焼遮断空間を確保するため、幹線道路、都市公園、防災遮断緑地、河川等の整備や建築物のセットバック、都市の不燃化構造の推進等を図る。
- (3) 防災通路や避難路となる道路の整備の推進
災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や、円滑な避難を確保するための避難路となる道路の整備を推進する。

その際、都市の構造、交通及び防災等を総合的に検討し、特にその効果の高い広幅員の道路について緊急性の高いものから整備を促進する。

第2章 地震災害予防計画

第1節 地震に強いまちづくり

(4) 防災拠点や避難地となる都市公園、緑地等の整備の推進

防災拠点や避難地となる都市公園、緑地等の整備を推進するとともに、防災機能を強化するため災害応急対策施設の整備を推進し、公園の防災機能の一層の充実を図る。

なお、市街地のオープンスペースである都市公園は、平常時における防災訓練の場、あるいは防災資機材等の備蓄の場としての活用、さらには、災害時における避難場所や災害応急対策活動の拠点等としての活用を図る。

3 緊急避難場所、避難路の確保等

(1) 避難施設整備計画の作成

町は、夜間・昼間の人口の分布及び道路、避難場所としての活用可能な公共施設の整備状況を勘案し、緊急避難場所及び避難路等の整備に関する計画の作成に努める。

(2) 緊急避難場所の指定

町は、延焼火災、崖崩れ及び建物倒壊等から避難者の生命を保護するため緊急避難場所の指定を検討する。

(3) 農地の活用

町は、農地を避難場所等として活用できるよう、農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練等の実施等に努める。

(4) 避難路の整備

広域避難場所を指定する場合は、市街地の状況に応じ、概ね15m以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないことを基準として避難路を選定し、整備する。

(5) 避難路の確保

町職員、警察官その他避難の措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう、通行の支障となる行為を排除し避難路の通行確保に努める。

第2款 建築物の安全化

第1項 基本方針

県の地震被害想定調査においては、都市部を中心にほぼ全域で建築物に被害が生じており、これを軽減するためには、建築物の耐震化・不燃化及び液状化対策を推進していくことが重要である。

特に、既存建築物の耐震改修及び応急対策実施上重要な建築物の耐震性の強化を推進していく。

第2項 対策

1 建築物の耐震性強化

(1) 既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進

昭和56年以前に建築された現行の耐震基準を満たさない建築物の耐震性の向上の促進を図るため、建築関係団体との連携のもと、次のような取組を推進する。

ア 広報活動等

一般住民等の耐震診断等に関する相談窓口を開設するとともに、広報活動を展開する。

第2章 地震災害予防計画
第1節 地震に強いまちづくり

イ 所有者等への助言等

現行の耐震基準に適合しない建築物の所有者等を対象とし、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修に努めるように助言を行う。

ウ 木造住宅の耐震化に対する支援等

木造住宅の耐震診断及び耐震改修に対する補助制度の活用促進や国の耐震改修促進税制の周知を行うとともに、その他、建築士等の第三者によるアドバイス等の推進、事業者情報などの情報提供を行う。

(2) 建築物の落下物対策の推進

ア 建築物の落下防止対策

町は県との連携のもと、地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため次の対策を講じる。

- ① 繁華街等の道路沿いにある3階建以上の建築物を対象に落下物の実態把握に努める。
- ② 実態調査の結果、落下のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し修繕を指導する。
- ③ 建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

イ ブロック塀の倒壊防止対策

町は県との連携のもと、地震によるブロック塀（石塀を含む）の転倒を防止するため、次の施策を推進する。

- ① 町は、県と連携し、住民に対しブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し知識の普及を図る。
- ② 町は、通学路及び避難路等におけるブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。
- ③ 町は、ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生垣化等を奨励する。
- ④ 町は、県と連携し、ブロック塀を新設又は改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

ウ 建築物の地震対策の促進

天井材の落下などの非構造部材による被害の軽減や、エレベーター内閉じ込め防止対策等についても必要な助言等を行い、施設管理者等の対策を促進する。

また、災害の拡大や二次災害の防止のため、町は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。

2 建築物の液状化対策

県の地震被害想定調査においては、町における液状化による建築物の倒壊被害はさほど多くはないものの、引き続き対策を進めていく必要がある。建築物の液状化対策としては、主に液状化現象の発生そのものを阻止するための対策と、液状化現象の発生を前提とした構造的な対策がある。

なお、それぞれの工法の概要は以下のとおりであり、構造計算書の添付が義務付けられている建築物については、県の指導の下、対策を進めていく。

(1) 液状化現象の発生そのものを防止するための対策（地盤改良工法）

第3款 第2項「5 液状化対策の推進」に記載。

(2) 液状化現象の発生を前提とした構造的な対策

ア 木造建築物

- ・基礎を一体の鉄筋コンクリート造とする方法
- ・アンカーボルトの適正施工
- ・上部構造部分の剛性を持たせる
- ・荷重偏在となる建築計画を避ける
- ・屋根等の重量を軽くする

イ 鉄筋コンクリート造等建築物

- ・支持杭基礎工法
- ・地階を設ける方法
- ・面的に広がりのある建築計画とする
- ・地中梁等基礎部分の耐力及び剛性を高める

ウ コンクリートブロック塀

- ・法令等の技術基準を正しく履行する
- ・基礎を底盤幅の大きい逆T字形の鉄筋コンクリート造りとし、丈を大きく、根入れを深くする

3 建築物の不燃化の促進

(1) 防火、準防火地域の指定

町は県との連携のもと、建築物が密集しているなど火災により多くの被害が生じるおそれのある地域においては、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進する。

4 重要施設等の耐震性強化

(1) 町及び防災上重要な施設の管理者による施設の耐震化

町及び病院、学校、不特定多数者利用施設等の防災上重要な施設の管理者は、県が行っている耐震化事業に準じ、数値目標を設定するなどして、耐震診断及び耐震補強工事を計画的に推進する。

特に、災害時の拠点となる庁舎等の建築物については、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

(2) 耐震診断が義務付けられた建築物の所有者等による施設の耐震化

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(以下「耐震改修促進法」という。)に基づき耐震診断が義務付けられた建築物の所有者等は、耐震診断の結果補強が必要と判定された場合は、耐震補強工事を計画的に推進する。

(3) 不特定多数の者が利用する建築物等の所有者等による施設の耐震化

耐震改修促進法に基づき、防災上重要な建築物、不特定多数の者又は避難弱者が利用する建築物、危険物貯蔵施設並びに倒壊により避難路の幅員の半分以上を塞ぐ高さの建築物で一定規模かつ地震に対する安全性が明らかでないもの(耐震診断が義務付けられた建築物を除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。)の所有者等は、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。

町は県との連携のもと、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行う。

また、特定既存耐震不適格建築物以外の建築物で地震に対する安全性が明らかでないものについても、その所有者等は、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう

努める。

5 施設の応急復旧に備えた体制・資機材等の整備

町及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。

特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化するよう努める。

第3款 地盤災害防止対策の推進

第1項 基本方針

地震による被害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、災害に対する強さに適した土地利用を行う必要がある。

また、災害危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して、住民の生命、財産の保全に努める。

第2項 対策

1 地盤情報の把握と周知

(1) 地盤情報のデータベース化

町内の地形、地質、土質、地下水位等に関する各種調査から得られる情報を収集し、データベース化することにより、地盤災害の危険度の把握に役立てる。

(2) 危険箇所の調査・周知

ア 危険箇所の周知

町は、県が実施した危険箇所の調査結果によって得られた土砂災害警戒区域等について、情報の提供を受ける。

町は、これらの土砂災害警戒区域等について本計画に明記するとともに住民への周知に努める。

2 土地利用の適正誘導

安全を重視した総合的な土地利用の確保を図る。基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、更に都市計画法、土砂災害防止法*等の各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

前項で触れた災害危険度の的確な把握、及びこれらの危険箇所等の周知を基に、災害に弱い地区については安全性の確保という観点から災害に配慮した土地利用の誘導規制を行う。

*土砂災害防止法：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

3 土砂災害防止対策の推進

(1) 警戒避難体制の整備

町は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、町地域防災計画において、当該区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定め

る。

(2) 警戒体制の確立

的確な情報伝達による早期避難が可能となるよう、土砂災害関連情報等を収集提供するシステムの整備を推進し、土砂災害に対する警戒・避難活動を支援する。

(3) 応急対策用資機材の備蓄

町は県との連携のもと、地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材の整備に努める。

(4) 情報交換・連絡体制の確立

町は、地震の発生に備え、関係機関と常に密接な情報交換を行い、相互の連絡系統を確立しておくとともに、建設業協会等民間団体と可能な限り事前協議を行い、情報交換や協力体制について取り決めておく。

4 造成地災害防止対策の推進

(1) 災害防止に関する指導、監督

造成地に発生する災害の防止は都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地造成開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を県と連携して推進する。

(2) 災害防止に関する指導基準

ア 災害危険度の高い区域

砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の各区域内の土地については都市計画法に基づき、原則として開発計画を認めない。

イ 人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

ウ 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

エ 液状化対策

宅地造成をしようとする土地の地盤が液状化する可能性がある場合は、地盤改良等の液状化対策を講ずる。

(3) 大規模盛土造成地のマップの作成・公表等

町は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落のおそれが大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努める。

【資料9 国富町大規模盛土造成地マップ】

5 液状化対策の推進

(1) 液状化現象の調査研究

町は県との連携のもと、大学や各種研究機関において実施される液状化現象に関する成果を踏まえ、当該地域における危険度分布予測をはじめとする調査研究を実施し、その結果を普及していく。

(2) 液状化対策の推進

液状化対策は、地盤改良による工法や構造物で対処する工法等がある。町は県との連携のもと、これらの対策の推進に努める。

第4款 河川・ため池・治山・砂防施設の整備と管理

第1項 基本方針

被害想定調査においては、河川・ため池等施設の破堤による被害が想定されているため、これらの施設の耐震点検及び各種整備を行い、安全の確保に努める。

第2項 対策

1 河川施設の整備と管理

(1) 河川施設

ア 施設点検、耐震性の強化

国が示す耐震点検要領等に基づき、町が管理する河川管理施設の耐震点検を実施し、被害の程度及び市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努めるとともに、内水排除用ポンプ車等の確保についても検討する。

また、排水機場・開門・水門等の河川構造物についても検討を行い耐震補強に努める。

イ 水門、樋門、排水機場等の河川管理施設及び許可工作物における管理体制整備

災害時に一貫した管理がとれるよう、操作マニュアルの作成、関係機関との連絡体制の確立など管理体制の整備、徹底を図る。

ウ 防災体制等の整備

県で整備する河川情報等のテレメーターシステムを活用し、地震発生時における的確な情報収集と迅速な対応ができるような体制整備を図る。

2 ため池・ダムの整備と管理

(1) ため池

ため池は、施工基準が定められていない明治以前に築設されたものが多いことから、町は受益者の協力のもとに、ため池に係る諸元等の詳細情報の整備を行い、警戒すべきため池を決定し、耐震事業化を進める。

また、ため池等決壊等に係るハザードマップを活用し、防災意識の醸成を図る。

【資料3 防災重点農業用ため池一覧】

【資料7 国富町ため池ハザードマップ】

3 治山・砂防施設の整備と管理

(1) 治山施設

ア 危険区域の点検調査等

町は県との連携のもと、山地災害危険地区において、危険度を把握するために定期的に点検・調査を実施する。危険性の高い地区については、保安林又は地すべり防止区域に指定し、治山施設、地すべり防止施設の整備を森林整備保全事業計画に基づいて計画的に進める。

イ 施設の耐震性の確保

一定規模を超える治山施設の新設については、国の設計指針に基づき耐震性の確保を図る。既存施設については、順次現地調査等を実施し必要に応じ修繕等により強度の向上を図る。

第2章 地震災害予防計画
第1節 地震に強いまちづくり

(2) 砂防施設

ア 砂防設備の整備

- ① 緊急度の高い溪流から順次計画的な整備に努める。
- ② 砂防指定地内の禁止及び制限行為の監視や砂防設備の点検に努め、必要に応じ補修等を行う。

イ 地すべり防止施設の整備

- ① 緊急度の高い危険箇所から順次計画的な整備に努める。
- ② 地すべり防止区域内の禁止及び制限行為の監視や地すべり防止施設の点検に努め、必要に応じ補修等を行う。

ウ 急傾斜地崩壊防止施設の整備

- ① 緊急度の高い危険箇所から順次計画的な整備に努める。
- ② 急傾斜地崩壊危険区域内の禁止及び制限行為の監視や急傾斜地崩壊防止施設の点検に努め、必要に応じ補修等を行う。

第5款 道路等交通関係施設の整備と管理（共通対策編）

第6款 ライフライン施設の機能確保（共通対策編）

第7款 危険物等施設の安全確保

第1項 基本方針

宮崎県地震・津波被害想定調査においては、地震・津波による火災及び死傷者の発生が予想されている。これを最小限にとどめるためには、阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓を踏まえ、危険物等（石油類等、高圧ガス、火薬類、毒劇物など）の取扱施設の現況を把握し、消防法令等関係法令に基づく安全確保対策を推進するため、今後とも法令遵守の徹底を図る必要がある。

そのためには、各危険物等取扱事業所等への災害に対するマニュアル（災害時に対する応急措置・連絡系統の確保など）作成指導の徹底のほか、各消防本部等関係機関の施設立入検査の徹底を図り、法令遵守に基づく危険物等施設の安全確保を推進する。

また、施設全体の耐震性能向上の確立を図る。

第2項 対策

1 危険物施設の安全化

危険物施設は消防法及び関係法令により細部にわたり規制基準が示されており、町は県との連携のもと、これらの法令に基づき規制の強化、事業所に対する指導の強化を行う。

また、危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアル作成指導を推進し、マニュアルに基づく訓練、啓発などの実施励行による、防災意識の高揚を図る。

現在の危険物等取扱施設の状況は資料のとおりである。

【資料10 危険物等取扱施設の状況】

2 高圧ガス大量貯蔵所の安全化

(1) 高圧ガス設備等の予防対策

町は県に協力し、高圧ガス設備及び液化石油ガス消費設備等の安全化を促進する。

これらの対策については、県内各高圧ガス保安団体との密接な連携を図りつつ、事業者に対する周知徹底に努めながら円滑かつ効果的な推進を図る。

3 毒劇物取扱施設の安全化

町は県に協力し、毒物及び劇物取締法の規定により登録している施設等に対して、毒劇物の保管管理の監視指導を徹底するとともに、自己点検等の保安体制の整備など危害防止対策に理解を求める。

第8款 防災基盤・施設等の緊急整備

第1項 基本方針

宮崎県地震・津波被害想定調査の結果を踏まえて、緊急に防災機能の向上を図るため、防災基盤・施設等の整備を推進する。

第2項 対策

1 地震防災緊急事業5箇年計画事業の推進

町では、県の地震防災緊急事業5箇年計画をはじめとした各種補助事業を活用し、防災拠点となる公共施設等の耐震性を高め、震災に強いまちづくりに努める。

2 公共施設等耐震化事業の推進

(1) 事業の趣旨等

阪神・淡路大震災の教訓や地震防災対策特別措置法の趣旨等を踏まえ、大規模な地震等が発生した場合にも住民の安全が確保できるよう緊急に防災機能の向上を図るため、国の財政支援を受けて公共施設等の耐震化を推進する。

(2) 対象事業

ア 公共施設等の耐震改修

次のような施設であって、地域防災計画上その耐震改修を進めることとした施設を対象とする。

なお、建築物については、原則として非木造の2階以上又は延床面積200㎡以上の建築物であって、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令もしくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているものを対象とする。（「建築物等の耐震性の確保」の項を参照）

- ① 地域防災計画上の避難所とされている公共施設、公用施設
- ② 不特定多数の者が利用する公共施設（橋梁等の道路、歩道橋等の交通安全施設等を含む）等
- ③ 災害時に災害対策の拠点となる公共施設、公用施設（庁舎を含む）

(3) 公共施設等耐震化事業計画

町は、公共施設等耐震化事業を実施しようとする場合には、事業内容、事業量、事業実施年度等を記載した公共施設等耐震化事業計画を作成し、県の担当部局を経由して総務省に提出する。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第1款 情報の収集・連絡体制の整備

共通対策編第2章 第2節 第1款によるほか、以下のとおりとする。

1 地震観測施設等の整備

町では、庁内に設置している計測震度計により、地震発生時に被害情報を早期に県へ伝達し、迅速な初動活動を実施するため、県庁内の震度情報処理装置及び消防庁を結んだ震度情報ネットワークシステムが県によって整備されている。

2 緊急地震速報の伝達のための体制等の整備

町は県との連携のもと、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び設備の充実を図るよう努める。

第2款 活動体制の整備（共通対策編）

第3款 救急・救助及び消火活動体制の整備（消防団、消防団OB会）（共通対策編）

第4款 医療救護体制の整備（共通対策編）

第5款 緊急輸送体制の整備（共通対策編）

第6款 避難収容体制の整備

共通対策編第2章 第2節 第6款によるほか、以下のとおりとする。

1 避難施設の安全性確保と設備の整備

(1) 指定避難所の安全性の確保

町は、平常時より建物の耐震診断を積極的に推進していくものとし、指定避難所に指定されている学校施設等で、昭和56年度以前に建築された建物については、耐震診断を実施し必要に応じて補強や耐力度調査による改築に努めるとともに、天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

避難所に指定している民間施設等について、天井材の落下などの非構造部材による被害の軽減や、エレベーター内閉じ込め防止対策等についても必要な助言等を行い、施設管理者等の対策を促進する。

また、町は、指定避難所に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

第7款 備蓄に対する基本的な考え方（共通対策編）

第8款 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備（共通対策編）

第9款 被災者等への的確な情報伝達体制の整備（共通対策編）

第10款 要配慮者に係る安全確保体制の整備（共通対策編）

第11款 二次災害防止体制の整備

第1項 基本方針

宮崎県地震・津波被害想定調査によると、地震・津波後に発生する火災、土砂災害等の二次災害による被害が予想されている。地震・津波発生時に被害を最小限に抑えるためには、これら二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うため、日頃からの対策及び活動を推進する。

第2項 対策

1 土砂災害防止体制の整備

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生する危険がある箇所（土砂災害警戒区域等）を予め把握しておくとともに緊急に点検実施できるよう体制を整備しておく。

2 建築物災害防止体制の整備

災害時において、地震により被災した建築物の余震等による二次災害から住民の生命を守るため、被災建築物の危険度を判定する応急危険度判定体制の整備を検討する。

- (1) 想定される地震の規模、建築物の被害等を推定し、優先的に判定を実施する施設、区域及び判定士の受入体制等の震前判定計画を作成する。
- (2) 判定活動に必要な判定業務用品を建築物の被害想定に応じて配備する。

3 危険物等災害防止体制の整備

消防法に定める危険物施設における地震発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の耐震性の確保、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化を図る。

- (1) 危険物取扱事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- (2) 立入検査の実施等指導の強化
- (3) 防災応急対策用資機材等の整備についての指導
- (4) 自衛消防組織の強化についての指導
- (5) 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

4 宅地災害防止体制の整備

宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合において、余震又はその後の降雨により生ずる二次災害を軽減・防止し、住民の安全の確保を図るため、被災宅地の危険度を判定する危険度判定体制の整備を検討する。

震災時に宅地危険度判定を行う宅地判定実施体制を整備し、宅地判定士の受入体制を整備する。

第12款 防災関係機関の防災訓練の実施（共通対策編）

第13款 災害復旧・復興への備え（共通対策編）

第3節 住民の防災活動の促進

第1款 防災知識の普及

共通対策編第2章 第3節 第1款によるほか、以下のとおりとする。

1 住民に対する防災知識の普及

(1) 内容

- ア 想定地震に伴い発生すると予想される地震に関する知識
- イ 地震に関する一般的な知識
- ウ 地震が発生した場合の出火防止、近隣の人と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- エ 緊急地震速報に関する知識
- オ 正確な情報入手の方法
- カ 防災機関が講ずる災害応急対策等の内容
- キ 各地域における避難対象地区、土砂災害警戒区域等に関する知識
- ク 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- ケ 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の対策の内容
- コ 住家の耐震診断と必要な耐震改修の実施

(2) 方法

＜広報紙、パンフレットの記載内容例：「地震への備え」＞

ア 家庭での備え－「自助」の取組

- ① 食料や飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品などの確保
- ② 救急箱、ラジオ、懐中電灯、乾電池など非常持出品などの準備
- ③ タンスや食器棚などの家具やブロック塀等の転倒防止
- ④ 避難所の位置や安全な避難経路の確認
- ⑤ 災害時における家族間の連絡方法の確認
- ⑥ 地震や火事に備えた住宅保険や共済への加入
- ⑦ 住宅の耐震性の点検、耐震補強など
- ⑧ 飼い主による家庭動物等の同行避難や避難所での飼養についての準備

イ 地域での備え－「共助」の取組

- ① 自主防災組織や自治会（区）への加入と避難・消火・救護訓練への参加
- ② 地域における防災資機材（消火器、担架、テント、救出用具等）の整備・管理
- ③ 高齢者や障がい者などの要配慮者への避難誘導體制の検討・整備

ウ その他

- ① 大規模災害時には燃料が不足することに備え、日頃から自動車等の燃料の補充を行っておく。

第2章 地震災害予防計画
第3節 住民の防災活動の促進

- ② 災害時には燃料の消費を極力少なくするため、自動車等による外出をできるだけ控え、応急復旧等を迅速に行うため、緊急通行車両や重要施設に対して優先的に燃料が供給されることを理解しておく。

2 防災要員に対する教育

(1) 職員に対する防災教育

ア 内容

- ① 想定地震に伴い発生すると予想される地震に関する知識
- ② 地震に関する一般的な知識
- ③ 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- ④ 職員等が果たすべき役割
- ⑤ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ⑥ 今後地震対策として取り組む必要のある課題

第2款 自主防災組織等の育成強化（共通対策編）

第3款 ボランティアの環境整備（共通対策編）

第4款 地区防災計画の策定（共通対策編）

第5款 災害教訓の伝承（共通対策編）

第3章 地震災害応急対策計画

第1節 活動体制の確立

第1款 町災害対策本部等の設置

共通対策編第3章 第1節 第1款によるほか、以下のとおりとする。

地震の震度ごとの応急活動体制は概ね次のとおりである。

地震の状況	活動体制
震度6弱以上	災害対策本部の設置
震度5強	災害対策本部又は災害警戒本部の設置
震度5弱	災害警戒本部又は情報連絡本部の設置
震度4以下	必要に応じて情報連絡本部の設置

1 情報連絡本部の設置

必要がある場合は、総務課長を本部長とする情報連絡本部を設置し、総務課職員による情報連絡体制及び災害対策準備体制を確立する。

- (1) 震度5弱又は震度4以下の地震があったとき（必要に応じて）。
- (2) その他総務課長が必要と認めたとき。

2 災害警戒本部の設置

次の場合は、副町長を本部長、総務課長を副本部長とする災害警戒本部を設置し災害応急体制をとる。

なお、構成課は総務課、総合戦略課、農地整備課、農林振興課、都市建設課、上下水道課とする。

- (1) 震度5強又は震度5弱の地震で被害が発生し、又は発生が予想される時。
- (2) その他副町長が必要と認めたとき。

3 災害対策本部の設置

- (1) 災害対策本部の設置基準

ア 大規模な被害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき。

イ 災害が発生し、その規模及び範囲からみて災害警戒本部では対応できないと判断される時。

ウ 震度6弱以上又は震度5強の地震があったとき。

エ 県本部が設置された場合等町長が必要と認めたとき。

4 大規模地震時における町の行政機能の確保状況の把握

震度6弱以上の地震が発生した場合、町は「大規模災害時における市町村の行政機能の確保状況の把握について（通知）」の取扱要領に従い、行政機能の確保状況の把握を行い、チェックリストを作成し、県に報告する。

第3章 地震災害応急対策計画
第1節 活動体制の確立

第2款 職員の参集及び動員

共通対策編第3章 第1節 第2款によるほか、以下のとおりとする。

1 職員の自主参集

(1) 自主参集基準

職員の自主参集の基準は以下のとおりとし、参集後は状況に応じた配置につくものとする。

表 地震発生時の職員参集・配備基準表

配備基準	総務課	関係課	その他各課局所
震度6弱以上の地震が発生した場合	○全職員が登庁し、災害対策本部を設置する。		
震度5強の地震が発生した場合	○全職員が登庁し、災害対策本部又は災害警戒本部を設置する。		
震度5弱の地震が発生した場合	○総務課・関係課の全課員が登庁し、災害警戒本部又は情報連絡本部を設置する。		○自宅待機
震度4の地震が発生した場合	○危機管理係職員が登庁し、必要に応じて情報連絡本部を設置する。	○自宅待機	○自宅待機
日向灘等で群発状況にあって、町域で震度3の地震が発生した場合			

※地震発生時の気象条件等から上記基準により難い状況にある場合、配備する職員の増減については、所属長の判断による。

※災害対策本部構成課：全課局所

※関係課（災害警戒本部構成課）：総務課、総合戦略課、農地整備課、農林振興課、都市建設課、上下水道課

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

災害応急対策を推進するうえで、被害情報の収集・伝達、分析は極めて重要である。初動段階では被害に関する細かい数値より災害全体の概要を知ることにより全力を上げる必要がある。

また、被害が甚大であればあるほど、被災地からの情報収集は困難となるので、待ちの姿勢ではなくあらゆる情報手段を駆使して積極的な情報収集を行う。それでも困難な場合は、被災現場に人員を派遣し情報収集を行うことが大事である。

なお、これらの前提となる通信の確保に万全を期さねばならない。

第1款 災害情報の収集・連絡

共通対策編第3章 第2節 第1款によるほか、以下のとおりとする。

第1項 基本方針

地震発生後の応急対策を実施していく上で不可欠な地震に関する情報、被害情報、応急対策活動の情報を防災関係機関が共有することが極めて重要であり、これらの情報を迅速かつ的確に収集・伝達する。

また、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるため、防災関係機関は相互に協力し、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動を実施する。

第2項 対策

1 地震情報等の連絡

気象庁から発せられた地震や津波に関する情報を県、町、防災関係機関は収集・伝達し、最終的に住民に伝える。

(1) 情報の種類

- ① 大津波警報・津波警報・津波注意報
- ② 津波情報
- ③ 地震情報
- ④ 南海トラフ地震臨時情報

(2) 地震情報の収集

県内26市町村に設置されている計測震度計による震度情報が震度情報ネットワーク・システムにより表示される。

また、気象庁では、地震情報を発表している。

これらの地震情報を一刻も早く入手して防災体制をとる。

第3章 地震災害応急対策計画
第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

ア 地震情報の種類、発表基準と内容の表

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

第3章 地震災害応急対策計画
第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

イ 地震活動に関する解説資料等

気象庁及び宮崎地方気象台は、地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために地震解説資料等を作成して県及び防災関係機関に提供する。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (全国速報版・ 地域速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報・注意報発表時（遠地地震による発表時除く） ・(担当地域で)震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、地震の概要、震度に関する情報や津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（全国速報版）：上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域速報版）：上記内容について、発表基準を満たした都道府県別にとりまとめた資料。
地震解説資料 (全国詳細版・ 地域詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報・注意報発表時 ・(担当地域で)震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。 ・地震解説資料（全国詳細版）：地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域詳細版）：地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある）。
地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の宮崎県及び九州・山口県の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの九州・山口県の地震活動の状況を取りまとめた資料。

第3章 地震災害応急対策計画
第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

(3) 緊急地震速報

ア 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上もしくは長周期地震動階級1以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

緊急地震速報で用いる区域の名称	市町村名
宮崎県北部平野部	延岡市、日向市、西都市、児湯郡の一部（高鍋町、新富町、川南町、都農町、木城町）、東臼杵郡の一部（門川町）
宮崎県南部平野部	宮崎市、日南市、串間市、東諸県郡〔国富町、綾町〕
宮崎県北部山沿い	児湯郡の一部（西米良村）、東臼杵郡の一部（美郷町、諸塚村、椎葉村）、西臼杵郡〔高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町〕
宮崎県南部山沿い	都城市、小林市、えびの市、北諸県郡〔三股町〕、西諸県郡〔高原町〕

注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

イ 緊急地震速報の伝達

町は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、防災行政無線・防災情報メールを始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

ウ 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意>・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意>・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。

第3章 地震災害応急対策計画
第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

入手場所	とるべき行動の具体例
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

エ 普及啓発の推進

町は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及啓発に努める。

オ 緊急地震速報を取り入れた訓練

町は、防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

(4) 南海トラフ地震に関連する情報

ア 「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の2種類の情報名で発表。

イ 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記。

ウ 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表。

また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表。

南海トラフ地震に関連する情報の詳細は下表のとおり。

表 「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

第3章 地震災害応急対策計画
第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

表 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件
※情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（キーワード）」の形で情報発表する。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から 5～30分後	調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視領域内^(注1)でマグニチュード6.8以上^(注2)の地震^(注3)が発生 ・1か所以上のひずみ計での有意な変化^(注4)と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化^(注4)が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり^(注5)が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から 最短で2時間後	巨大地震 警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^(注6) 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震 注意	<ul style="list-style-type: none"> ・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震^(注2)が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く。） ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

(注1) 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。

(注2) モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

(注3) 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

(注4) 気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさと異常レベルを1～3として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定されている。

具体的には、

レベル1：平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定。

レベル2：レベル1の1.5～1.8倍に設定。

レベル3：レベル1の2倍に設定。

「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味する。

第3章 地震災害応急対策計画
第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

(注5) ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。

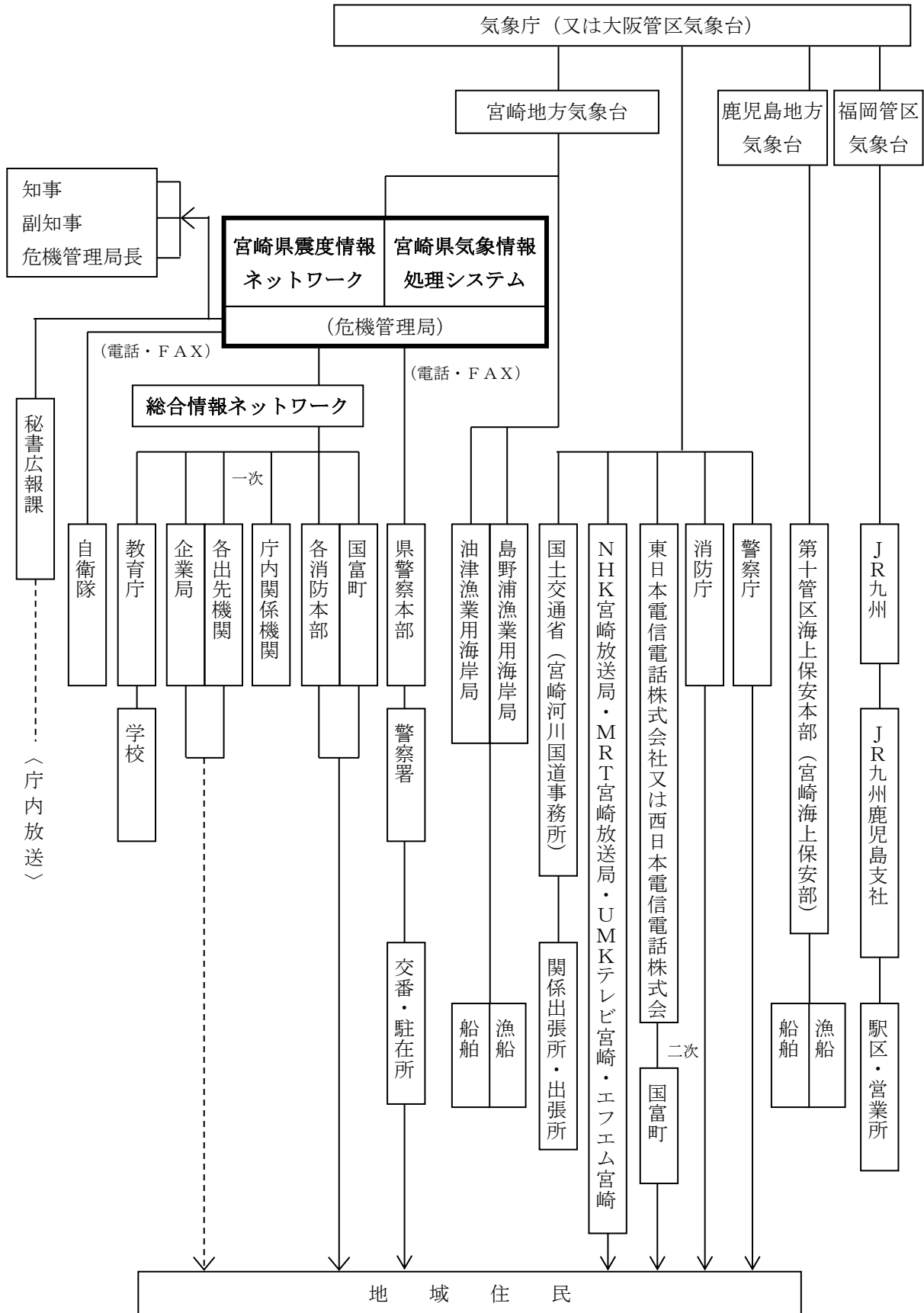
南海トラフのプレート境界深部（30～40 km）では数か月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。

なお、数か月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。

(注6) 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

第3章 地震災害応急対策計画
 第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

(5) 地震情報の伝達
 (伝達系統)



第3章 地震災害応急対策計画
第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

ア 各機関の措置

① 宮崎地方気象台

宮崎地方気象台は、気象庁から通知された地震や津波に関する情報を発表する。

② 放送機関

放送機関は、宮崎地方気象台から情報の通知を受けたときは、速やかに放送を行うように努めるものとする。

③ 町

a 町は、町に設置された計測震度計に基づく震度情報を把握する。

b 町長は、情報の受領に当たっては、関係部課に周知徹底し得るようあらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておく。

c 町長は、情報の伝達を受けたときは、町地域防災計画の定めるところにより、速やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底させる。

④ その他の防災関係機関

宮崎地方気象台から直接情報を受けない防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送に留意し、さらに県、町と積極的に連絡をとり、関係機関が互いに協力して情報の周知徹底を図るものとする。

(6) 異常現象発見者の通報義務

地割れ、災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を町長又は警察官に通報しなければならない。

また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。この通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に、また町長は、宮崎地方気象台、県（危機管理局）、その他の関係機関に通報しなければならない。

2 被害状況の早期把握

(1) 震度分布把握システムの活用

県下全市町村に1基ずつ設置された計測震度計の情報を震度情報ネットワーク・システムで収集し、県内の震度分布を把握し、被害の概況を推測する。

第2款 通信手段の確保（共通対策編）

第3節 広域応援活動（共通対策編）

第4節 救助・救急及び消火活動（共通対策編）

第5節 医療救護活動（共通対策編）

第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

震災時における交通の確保・緊急輸送は、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援・救護活動にとって極めて重要である。

このため、町は県及び関係機関と協議し、迅速に陸上・航空輸送路を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両、ヘリコプター等を調達するなど、輸送体制に万全を期する。

第1款 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針（共通対策編）

第2款 陸上輸送体制の確立

共通対策編第3章 第6節 第2款によるほか、以下のとおりとする。

1 交通規制の実施及び緊急交通路の確保

(1) 自動車運転者のとるべき措置

ア 内容

① 大地震が発生したとき

大地震が発生した場合、運転者は次のような措置をとるようにする。

a 車を運転中に大地震が発生したとき

(a) 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

(b) 停止後は、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。

(c) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

第7節 避難収容活動（共通対策編）

第8節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動（共通対策編）

第9節 保健衛生、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動（共通対策編）

第10節 行方不明者等の搜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動（共通対策編）

第11節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、物価の安定等に関する活動（共通対策編）

第12節 公共施設等の応急復旧活動（共通対策編）

第13節 ライフライン施設の応急復旧（共通対策編）

第14節 被災者等への的確な情報伝達活動（共通対策編）

第15節 二次災害の防止活動

第1款 水害、土砂災害対策

第1項 基本方針

地震発生により河川、ため池、斜面等に支障が生じ、氾濫等による水害や崩壊による土砂災害といった二次災害による死傷者等をできる限り軽減するため、防災関係機関は相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な防止対策を実施する。

第2項 対策

1 水害防止対策

震災時における水防活動は、町地域防災計画、水防管理者が定める水防計画及び県水防計画によるほか、宮崎県地域防災計画の定めるところによる。

(1) 水防管理団体及び町の措置

地震が発生した場合、河川施設、ため池等の被害、又はダム放流による洪水の発生が予想されるので、水防管理者又は町長は、地震（震度5弱以上）が発生した場合は、水防計画又はその他水防に関する計画に基づき、通信、情報、警戒、点検及び防御体制を強化する。

町では、河川施設、ため池、堤防、水門等の施設を巡視、点検を行い、被害の有無や予想される危険等を把握し、必要に応じて関係機関及び住民に連絡するとともに、状況に応じて適切な水門等の開閉操作を行う。

水防活動に当たっては、河川施設、ため池等の施設の管理者、警察・消防の各機関及び住民組織等との連携を密にし、特に避難及び被災者の救出に重点を置く。

(2) 施設管理者の措置

ア 応急措置

河川施設、ため池等の管理者は、地震（ダム、堤高15m以上のため池及び国土交通省の管理する施設は震度4、その他の施設は震度5弱以上）が発生した場合は、直ちに施設の巡視、点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じて関係機関及び地域住民に連絡するとともに、水門等の操作体制を整え、状況により適切な開閉等の措置を講じる。

イ 情報の広報

- ① 河川管理者である国土交通省及び県は、河川施設等の被害が発生し、洪水などのおそれがあると認めるときは、迅速・的確に水防警報を発表するとともに、関係機関に伝達し、地域住民に周知させる。
- ② ため池の管理者である町及び土地改良区等は、ため池の決壊が予想され、下流域に土砂災害などのおそれがあると認められるときは、関係機関に伝達し、迅速・的確に避難等について地域住民に周知させる。

2 土砂災害防止対策

土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、山地災害危険地区、また、国土交通省が調査を行っている深層崩壊が想定される溪流（小流域）について、地震により災害が発生すること、あるいは地震後の降雨により土砂災害の危険性が高まることのあるため、適切な処置を行う。

第3章 地震災害応急対策計画

第15節 二次災害の防止活動

なお、県は、宮崎地方気象台とともに、必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを検討・実施するものとする。

(1) 現地状況の把握

町は、県との連携のもと、土砂災害発生箇所に関する情報を早期に収集する他、国土交通省が調査を行っている深層崩壊が想定される溪流（小流域）、土砂災害警戒区域等について巡視等により状況把握に努める。

(2) 土砂災害緊急情報の周知

深層崩壊など、大規模な土砂災害が急迫している状況において、町が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう特に高度な技術を要する土砂災害については国土交通省が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期の情報を提供する。

(3) 応急措置

町は、県との連携のもと、崖崩れや地すべり、土石流等が発生する可能性があると判断された場合、直ちに二次災害の防止のための適切な処置に努める。

- ・避難指示
- ・立ち入り規制
- ・クラック（土壌の割れ目等）に水等の流入を防ぐ崩壊防止応急措置
- ・観測機器の設置、観測

(4) 復旧対策

町は、県との連携のもと、被災箇所や二次災害の危険箇所について、速やかに復旧計画をたてるとともに、これに基づき危険性の除去対策を行う。

二次災害の危険性がある箇所については、定期的に巡視を行い、危険性の拡大等の状況を把握し、適切な処置を行う。

(5) 情報の連絡・広報

町は、県との連携のもと、土砂災害警戒区域等についての情報を災害対策本部や関係機関に報告するとともに、周辺住民に危険性・応急措置、復旧等について広報する。

第2款 建築物等の倒壊対策

第1項 基本方針

地震により被災した建築物等が倒壊することによる二次災害を防止するため、応急危険度判定調査等を実施する。

第2項 対策

1 応急危険度判定

(1) 判定士派遣要請

町は、余震等による二次災害を防止するため、応急危険度判定士の派遣を県に要請する。

(2) 応急危険度判定活動

ア 判定の基本的事項

- ① 判定対象建築物は、町が定める判定街区の建築物とする。
- ② 判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、一人の判定士は3日間を限度に判定作業を行う。
- ③ 判定結果の責任については、町が負う。

第3章 地震災害応急対策計画
第15節 二次災害の防止活動




イ 判定の関係機関

① 町は、判定の実施主体として判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行う。

ウ 判定作業概要

- ① 判定作業は、町の指示に従い実施する。
- ② 応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（全国被災建築物応急危険度判定協議会発行）の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに行う。
- ③ 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。
- ④ 判定調査票を用い、項目にしたがって調査のうえ判定を行う。
- ⑤ 判定は、原則として「目視」により行う。
- ⑥ 判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。

表 被災建築物応急危険度判定の判定内容（再掲）

判定内容			
解説	建築物の損傷が著しく、倒壊等の危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより、立ち入りが可能である。	建物の損傷が少なく、使用可能である。

2 二次災害防止のための応急措置

町は、建物応急危険度判定結果に基づき、立ち入り制限等の措置を行う。

第3款 爆発及び有害物質による二次災害対策

第1項 基本方針

地震による危険物等災害を最小限にとどめるためには、危険物等施設の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための応急措置を講じて施設の被害を最小限にとどめる。

また、施設の従業員や周辺住民に対する危害防止を図るために、関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を確立する。

第2項 対策

1 危険物等流出対策

地震により危険物等施設が損傷し、河川等に大量の危険物等が流出又は漏えいした場合は、町及び県並びに危険物等取扱事業所は次の対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防止に努める。

(1) 連絡体制の確保

危険物等取扱事業所は、地震等により危険物等流出事故が発生した場合、速やかにその状況を把握し、町、県等に通報するとともに、防災関係機関、隣接事業所とそれぞれの業務等について相互に密接な連携を図り、応急措置が迅速かつ的確に行えるよう協力して実施する。

(2) 危険物等取扱事業所の自衛対策

危険物等取扱事業所は、危険物等が大量に流出した場合には拡散を防止するため、あらかじめ定めた防災マニュアルに基づき、迅速に危険物等の作業の停止、施設等の緊急停止、オイルフェンスの展張等の自衛措置を実施するとともに、化学処理材等により処理する。

(3) 町の対応

町は、危険物等取扱事業所から危険物等流出の連絡を受けた場合には、速やかに被害状況を調査し、その結果を県に報告する。

(4) 地域住民に対する広報

危険物等取扱事業所は、広報車、拡声器等を利用し、迅速かつ的確に広報するとともに町、県、防災関係機関に必要な広報を依頼する。

町は、広報車、防災行政無線等により災害の状況や避難の必要性等の広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知を図る。

2 石油類等危険物施設の安全確保

(1) 事業所における応急処置の実施

地震による被害が発生した場合、危険物施設の管理者は各危険物施設の災害マニュアルなどに基づく応急処置を適正かつ速やかに実施する。

また、被害状況等については消防、警察等防災関係機関に速やかに報告する。

(2) 被害の把握と応急措置

町は、管轄範囲の危険物施設の被害の有無を確認し、被害が生じている場合は、消火・救助等の措置を講じる。

また、被害状況を県に対して報告し、自地域のみでは十分な対応が困難な場合には応援を要請する。

3 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保

(1) 防災活動の実施

高圧ガス取扱事業所、液化石油ガス販売事業者及び火薬類取扱事業所は地震発生後、緊急に行う高圧ガス設備等の点検や応急措置について定めた防災マニュアルに基づき適切な処置を行う。

4 毒劇物取扱施設の安全確保

毒劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物の保管施設等に異常がないかどうかの点検を行う。

さらに、当該施設管理者は、施設外への毒物又は劇物の流出等をおこすおそれがある場合、又は流出等をおこした場合には、直ちに応急措置を講ずるとともに、管轄保健所、警察署、町、消防機関等に連絡し、被害の拡大防止に努める。

第4款 宅地等の崩壊対策

第1項 基本方針

地震等により被災した宅地等が、余震又はその後の降雨により生ずる二次災害を軽減・防止するため、被災宅地の危険度判定調査等を実施する。

第2項 対策

1 宅地危険度判定

(1) 宅地判定士派遣要請

町は、余震又はその後の降雨により生ずる二次災害を軽減・防止するため、宅地判定士の派遣を県に要請する。

(2) 宅地危険度判定活動

ア 判定の基本的事項

- ① 判定対象宅地は、町が定める判定実施区域内の宅地とする。
- ② 判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、一人の宅地判定士は3日間を限度に判定作業を行う。
- ③ 判定結果の責任については、町が負う。

イ 判定の関係機関

- ① 町は、判定の実施主体として判定作業に携わる宅地判定士の指揮、監督を行う。

ウ 判定作業概要

- ① 判定作業は、町の指示に従い実施する。
- ② 宅地危険度の判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会発行）の判定基準により、擁壁、のり面、自然斜面ごとに行う。
- ③ 調査は、判定調査票の項目にしたがって、主として宅地の外観からの目視や簡便な計測により行う。
- ④ 判定結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3ランクに区分し、宅地ごとの認識しやすい場所に宅地判定ステッカーを貼付することで危険度の表示を行う。

表 被災宅地危険度判定の判定内容（再掲）

判定内容			
解説	<p>変状等が特に顕著で危険である。避難立ち入り禁止措置が必要である。</p>	<p>変状が著しく、当該宅地に立ち入る場合は、時間、人数を制限する等十分注意する。</p>	<p>変状は見られるが、当面は防災上の問題はない。</p>

2 二次災害防止のための応急措置

町は、被災宅地危険度判定結果に基づき、立ち入り制限等の措置を行う。

第16節 自発的支援の受入れ（共通対策編）

第17節 災害救助法の適用（共通対策編）

第18節 文教対策（共通対策編）

第19節 農林水産関係対策

大規模な地震災害が発生した場合、農林水産物にも被害が及ぶことが予想される。

このため、関係機関職員は情報を収集し、被害農林水産物に対する緊急技術指導を行うなど、被害拡大の防止を図る。

第1款 農産物応急対策

1 情報の収集

町は、農業協同組合と協力し、農林水産関係の被害について情報収集に努める。

2 農産物対策

町は、農業協同組合と協力し、生産者へ次の対策の徹底を図る。

(1) 水稲

ア 地割れ等で漏水がある場合の早急修復と間断灌漑等水分確保

イ 成熟期で品質低下が懸念される場合の早期収穫

ウ 地震後、田植えの際の丁寧な代かきと漏水防止への配慮

(2) 野菜

施設の破損箇所の早期復旧対策

(3) 果樹

ア 露出した根部の覆土（地震により、地割れ、地すべり等が発生したが、樹園地が崩壊しない軽度の場合）

イ 倒伏した果樹の引き起こしと支柱等による補強

ウ 施設の破損箇所の早期復旧対策

(4) 花き

温室、ハウス等の破損箇所の早期復旧対策

(5) その他露地作物等

地割れで倒伏の危険がある場合の培土の実施

第2款 家畜応急対策

1 家畜衛生・防疫対策

- (1) 関係団体等を通じて畜舎及び家畜の被害状況を県へ報告する。
- (2) 町は、家畜保健衛生所の指導のもと、家畜の被害状況を勘案し、死亡獣畜の処分施設、場所の確保を図るとともに、糞尿等の流出のおそれがある農場に対する流出阻止及び消毒を実施する。

計画の詳細は、風水害等対策編第3章 第19節 第3項「家畜応急対策」を準用する。

2 飼料確保対策

町は、飼料の確保が困難になった場合は、県、業界団体に対し、飼料の確保のためのあつせん等を要請する。

第3款 林産物応急対策

町は、県及び林業関係団体と協力して、災害の情報収集に努めるとともに、生産者への対策を図る。

第4款 水産物応急対策

町は、県及び水産業関係団体と協力して、災害の情報収集に努めるとともに、漁業者等へ次の対策を図る。

1 内水面漁業等

漁具等の破損、被害状況の把握に努めるとともに、早急な復旧作業を指導する。

2 養殖業

養殖施設等の破損、被害状況の把握に努めるとともに、早急な復旧作業を指導する。

3 水産物加工業

加工場等施設の破損、被害状況の把握に努めるとともに、早急な復旧作業を指導する。

第20節 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

第1款 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の防災対応について

第1項 基本方針

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された際には、迅速に初動体制の確立を図り、情報の収集や伝達に努める。

初動体制の確立の詳細は風水害等対策編第2章 第2節 第1款を、情報の収集や伝達の詳細は共通対策編第2章 第2節 第2款を参照。

第2款 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の防災対応について

第1項 基本方針

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際には、情報の収集や伝達に努め、防災対応体制の確立を図る。

初動体制の確立の詳細は風水害等対策編第2章 第2節 第1款を、情報の収集や伝達の詳細は共通対策編第2章 第2節 第2款を参照。

第2項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の情報伝達活動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するとともに、相談窓口を設置する。

情報伝達活動の詳細は共通対策編第3章 第14節を参照。

第3項 災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとる。

また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

第4項 避難対策等

1 地域住民等の避難行動等

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、地域住民に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

2 避難収容活動

共通対策編第3章 第7節「避難収容活動」を参照。

3 関係機関の取るべき措置

(1) 消防機関等の活動

消防機関等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止、円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。

ア 被災等の情報収集及び伝達

イ 地域住民等の避難誘導、避難路の確保

(2) 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、関係機関等との緊密な連携のもとに、情報の収集、分析に努め、秩序の維持を図るものとする。

また、犯罪、交通等の様々な情報を関係機関と共有し、地域一体となった活動を推進する。

(3) ライフライン施設の対策

上下水道、電力、ガス及び電話等のライフライン事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における、各ライフラインの供給体制を整備する。

また、町及び各事業者は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ円滑な対応を図るものとする。

(4) 放送関係対策

放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、緊急的な放送体制の整備を図るものとする。

(5) 金融関係機関の対策

日本銀行宮崎事務所は、関係行政機関と連携協力のうえ、金融機関の円滑な遂行を確保するための事前の準備措置を行うものとする。

(6) 道路交通対策

ア 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとする。

イ 町は、道路管理者等と調整のうえ、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報について、あらかじめ必要な事項を一般に広く周知させる（テレビ、ラジオ、チラシ、看板、現場広報など）。

(7) 町が管理等を行う施設等に関する対策

ア 道路等交通関係施設

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、共通対策編第2章第1節第5款第2項の対策を再確認する。

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

イ 河川関係施設等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、第2章第1節第4款第2項の対策を再確認する。

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

ウ ライフライン施設

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、共通対策編第2章第1節第6款第2項の対策を再確認する。

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

エ 防災上考慮すべき施設等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、危険物等を取り扱う施設や不特定多数の者が出入する施設等は、事業所等の災害時における防災体制を再確認する。

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(8) 観光客等に対する措置

町は現地の地理に不案内な観光客等に対して、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表を周知するため、パンフレットやチラシを配布したり、避難誘導看板を設置するなどして、避難場所や避難路等についての広報を行うよう努める。

第3款 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の防災対応について

第1項 基本方針

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された際には、情報の収集や伝達に努め、防災対応体制の確立を図る。

初動体制の確立の詳細は風水害等対策編第2章 第2節 第1款を、情報の収集や伝達の詳細は共通対策編第2章 第2節 第2款を参照。

第2項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の情報伝達活動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するとともに、相談窓口を設置する。

情報伝達活動の詳細は共通対策編第3章 第14節を参照。

第3項 災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード7.0以上マグニチュード8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でマグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

第4項 町が管理等を行う施設等に関する対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合、第2章 第1節 第2款 第2項4の対策を再確認する。

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

第4章 地震災害復旧・復興計画

第1節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定～第5節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援

第4章 地震災害復旧・復興計画

第1節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定（共通対策編）

第2節 迅速な現状復旧の進め方（共通対策編）

第3節 計画的復興の進め方（共通対策編）

第4節 被災者の生活再建等の支援（共通対策編）

第5節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援（共通対策編）